

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 8 日

安芸市長 横山 幾夫

第 1 入札に付する事項等

- 1 工 事 名 公共下水道地震対策工事
- 2 工事番号 第 7-3 号
- 3 工事場所 安芸市
- 4 概 要 マンホール浮上抑制工
安心マンホール工法 1 箇所
工事日数 180 日
- 5 予定価格 事後公表
- 6 最低基準価格 事後公表
- 7 申請期間 公告の日から令和 7 年 7 月 16 日（水）まで
- 8 入札日

(1) 入札日時

令和 7 年 7 月 22 日（火） 午前 10 時 00 分

(2) 入札及び開札場所

安芸市役所 2 階 大会議室

- 9 この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。
- 10 この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 者の場合でも入札を行う。
- 11 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 12 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

1 参加企業の要件

- (1) 安芸市の令和7年度指名競争入札参加者名簿に登録をされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日以後落札決定前の間に、安芸市から建設工事等請負業者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 本工事における採用工法に係る協会が認定する技術者又は、技術講習修了者を配置できる者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、②から④については、その手続開始の決定後、令和6年度安芸市建設工事入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りでない。
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
 - ⑤ この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、建設業法第28条第3項に基づき営業停止処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者
- (6) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2条第5号）に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) この入札に参加しようとする他の者との間に、資本関係及び人的関係がないこと。

第3 特定建設業許可の要件

指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上となる場合には、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。

第4 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。入札価格が同額であった者が、2者以上ある場合の落札者は、くじ引きにより決定する。

第5 入札参加資格の確認申請等

当該工事の入札に参加しようとする者は、別紙1に定める様式により令和7年7月16日（水）までに市長に一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、別添により F A X 通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

1 申請書等の提出期間

この公告の日から令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時 15 分まで
申請書等の提出は持参によるものとし、特に認めた場合を除き郵送等その他の方法による申請は受け付けない。

2 交付又は提出場所

安芸市土居 82-1 安芸市企画調整課
電 話 0887-35-1012
F A X 0887-35-4445

3 交付方法

交付場所での直接配布又はホームページからのダウンロード

4 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和 7 年 7 月 17 日（木）

5 入札参加資格がないとされた者に対する措置

第 2 の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のないものからの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

6 入札参加資格の喪失

4 の通知を受けない者にあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあっては落札決定を取り消す。

- (1) 第 2 の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第 6 設計図書の閲覧等

1 閲覧

設計書・仕様書は、ホームページ上において閲覧することができる。

2 質疑応答

設計図書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

- (1) 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、安芸市企画調整課へ持参又は郵送若しくは F A X 送信すること。F A X 送信による場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。
- (2) 書面の受付期間は、この公告の日から令和 7 年 7 月 16 日（水）正午までの執務時間帯の間（閉庁日は除く。）とする。
- (3) 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、第 6 の 2（2）の期日までにあったものは質問者に F A X 通知するとともに、入札参加資格ありと認めた者すべてに F A X 通知する。

第 7 入札方法等

- 1 郵送による入札は認めない。

- 2 入札時刻に入札会場にいない者については、入札参加を認めない。
- 3 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- 4 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 5 別に定める入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

第 8 入札保証金
免除する。

第 9 最低制限価格
有り。

第 10 契約保証金
安芸市契約事務規則第 51 条による。

第 11 独占禁止法の遵守に係る誓約書
この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領第 2 の規定により、契約担当課へ契約書提出時に、同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第 3 の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

第 12 入札金額の内訳書の提出
入札当日に、入札金額の内訳書の提出を義務付ける。

第 13 入札結果の公表
この入札の結果については、落札者が決定されて 3 日以内に、安芸市上下水道課で閲覧に供することにより公表する。

第 14 その他

- 1 落札者には、契約締結時に「現場代理人・技術者届」の提出を義務付ける。また、第 2 の 1 (4) 記載の技術者の資格条件書類についても、契約締結時に提出すること。契約期間中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合には、落札の取消し又は契約の解除を行う場合がある。
- 2 この入札の落札者は、契約締結時に中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択す

ることとし、契約締結後の変更は認めない。

- 3 本工事は、週休2日制工事実施要領における対象工事である。また、積算疑義申立て取扱い対象工事である。
- 4 その他不明な点は、安芸市企画調整課に問い合わせること。

別添

参 考

令和 年 月 日

様

安芸市長

一般競争入札参加資格確認通知書

さきに提出された「公共下水道地震対策工事」に係る一般競争入札参加資格申請については、下記の理由により資格なしと決定したので通知します。

記